

令和7年度

諏訪市放課後児童クラブ入所案内

本入所案内冊子をご一読いただき、ご承知のうえで申込みをお願いします

申込前に必ずご確認ください

- ◎年度ごとに申込みが必要です。手続きがない場合は、年度末で自動的に退所となります。
- ◎書類が全て揃ったところで受付となります。（下記、[受付時の注意事項](#)参照）
- ◎指定期日までに、健康観察アプリリーバーで児童クラブをご登録ください。クラブの開設、申込みに関する連絡他、災害等の緊急時にアプリからメッセージ配信します。（14ページ参照）

年度当初（4月）からの利用 申込受付スケジュール

対象	申込期間	申込場所	受付時間
新1年生	令和7年1月7日（火）～1月10日（金）	教育総務課 青少年係 （諏訪市役所4階）	平日 午前8時30分 ～午後5時00分
新2年生以上	令和7年1月16日（木）～1月24日（金）		

- ・1月7日（火）、9日（木）、21日（火）、23日（木）の4日間は、午後6時45分まで受け付けます。
- ・午後4時以降は、混雑が予想され、長時間お待ちいただく可能性があります。
可能な限り、午後4時までのご来庁にご協力ください。
- ・午後6時以降は市役所正面玄関が施錠されるため、庁舎東側職員玄関よりお入りください。
- ・新1年生と新2年生以上のきょうだいでお申込みの場合は、新1年生申込み時に合わせてお申込みください。

受付時の注意事項

- ①全ての書類が揃ったところで受付となります。
 - ②書類に不備がある場合は、受付できません。書類を返却させていただき、再度ご提出となります。
 - ③上記期間後に受付の場合は、受付日に応じた利用開始日となります。
- ※就労証明書等、作成に時間を要する書類もあります。早めのご準備を推奨しております。

新1年生児童クラブ入所説明会

クラブ名	日程	その他
上諏訪小児童クラブ	令和7年2月17日（月）	児童クラブに入所する新1年生の全ご家庭を対象とした入所説明会を開催します。 時間：午後6時00分～ 会場：各児童クラブ室 ・詳細は、入所承諾書に同封する案内をご確認ください。
城南小児童クラブ	令和7年2月18日（火）	
四賀小児童クラブ	令和7年2月19日（水）	
豊田小児童クラブ	令和7年2月20日（木）	
中洲小児童クラブ	令和7年2月21日（金）	
湖南小児童クラブ	令和7年2月25日（火）	

年度途中からの利用

- ◎入所は原則月1回毎月1日から（1日が休日の場合は最初の開所日から）

目 次

1	放課後児童クラブの目的	1
2	対象児童および利用の事由	1
3	児童クラブの休日	1
4	児童クラブの開設日および開設時間	1
5	児童クラブ開設場所	2
6	利用区分および利用料（保護者負担金）	2
7	保険料および傷害保険について	3
8	児童クラブ支援員について	3
9	児童クラブのルールについて	3
10	学校登校日のクラブの生活スケジュール	3
11	欠席連絡について	4
12	児童のお迎え、帰宅について	4
13	急病および事故の対応について	4
14	感染症、投薬等について	5
15	申込内容の変更および年度途中の退所について	5
16	入所の取り消しについて	6
17	自然災害等の緊急時の対応について	6
18	児童クラブ利用中に問題が発生した場合	7
19	成長、発達に心配のある児童の保護者の方へ（放課後デイサービスの利用等）	7
20	学校休業日・土曜日の利用について	8
21	学校休業日・土曜日の利用申込みについて	9
22	学校休業日・土曜日の電子申請申込方法	10
23	学校休業日・土曜日の生活スケジュール	12
24	学校休業日・土曜日の持ち物について	12
児童クラブ入所申込手続き		13
入所承諾から入所まで		14
入所申込書記入例		16

1 放課後児童クラブの目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、下校時から夕方まで適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を支援することを目的として開設しています。

保護者とは、子どもの両親、66歳未満の祖父母 等で、同一住所に住んでいる方をいいます。

2 対象児童および利用の事由

◎諏訪市内の小学校及び諏訪養護学校小学部の児童で、保護者が下表の事由により昼間家庭にいない児童。

◎その他、教育委員会が特に必要があると認めた児童。

利用事由		申込みできる条件	利用期間
就 労		保護者が就労をしており、なおかつ児童の帰宅時に留守家庭である場合	就労している期間
就 労 以 外	傷病等	保護者が傷病等により入院・自宅療養を必要とする場合	要相談（希望通りの入所とならない場合があります）
	就学等	保護者が大学・専門学校等に通っている、または就労等のため職業訓練を受けている場合	就学している期間
	出 産	保護者の出産に伴う入院、通院等のさいに、昼間児童をみるのが困難な場合	出産予定日の前後合わせて3ヵ月間
	その他	保護者がその他の事由により、昼間児童をみるのが困難な場合（利用事由を証明できる書類が必要となります）	要相談（希望通りの入所とならない場合があります）

3 児童クラブの休日

◎日曜日、国民の祝日、お盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）

◎入学式、卒業式の日

◎年度初めの最初の平日、年度末の最後の平日及びその両日の間の土曜日・・・新年度準備のため

◎学校において、集団下校、引き渡し訓練のある日

◎その他、教育委員会が必要と認めた場合（8月12日、12月27日 等）

◎土曜クラブの休日、養護クラブの休日・・・城南小学校の行事日、新作花火大会の日 等
（養護クラブの土曜日の利用については別途連絡します）

※その他、追加でクラブが休日となる場合、**健康観察アプリ リーバーでメッセージ配信**します。

4 児童クラブの開設日および開設時間

開設日	開設時間	場所	備考
登 校 日	下 校 後～午後6時30分	各小学校 クラブ室	
学校休業日	午前8時～午後6時30分	各小学校 クラブ室	夏休み・冬休み・春休み等の長期休業や、学校の振替休日・計画休業日
土 曜 日	午前8時～午後6時30分	城南小学校 クラブ室	入所申込書で土曜日利用を申請し、かつ事業主による土曜日就労の勤務実態の証明がある方で、市から利用を認められた場合

※児童のお迎え・帰宅については、4ページを参照ください。

5 児童クラブ開設場所

施設名	クラブ直通電話番号	所在地
上諏訪小学校児童クラブ	080-6931-3472	諏訪2丁目13番1号（上諏訪小学校内）
城南小学校第1児童クラブ	080-5145-4377	高島1丁目29番1号（城南小学校内）
城南小学校第2児童クラブ （土曜クラブ）	080-5145-4381	
四賀小学校児童クラブ	080-6931-3474	大字四賀4294番地（四賀小学校内）
豊田小学校児童クラブ	080-6930-5310	大字豊田2399番地（豊田小学校内）
中洲小学校第1児童クラブ	080-6998-2778	大字中洲2372番地の1（中洲小学校敷地内）
中洲小学校第2児童クラブ	080-5144-3447	
中洲小学校第3児童クラブ	090-4462-9159	
湖南小学校児童クラブ	080-6931-3475	大字湖南4567番地（湖南小学校内）
諏訪養護学校小学部児童クラブ	080-6931-3476	高島1丁目29番1号（城南小学校内）

◎児童クラブは、学校の空き教室等で開設していますが、学校とは別の組織運営となっており、学校の先生方による対応はしていません。

◎児童クラブへの連絡等は、学校ではなく児童クラブへお願いします。

支援員在室時間 登校日:午後2時00分～午後6時30分 学校休業日:午前8時00分～午後6時30分

6 利用区分および利用料（保護者負担金）

利用区分	世帯の種別	月額利用料 （利用が無くても 支払い必要）	日額利用料 （休業日および 土曜クラブ）	利用料の計算
①通常利用 （登校日と学校 休業日に利用）	一般の世帯	3,000 円	400 円	3,000 円＋ （400 円×休業日利用日数）
	生活保護世帯、ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯	2,200 円	200 円	2,200 円＋ （200 円×休業日利用日数）
②学校休業日のみ （登校日の利用は できません）	一般の世帯	—	600 円	600 円×休業日利用日数
	生活保護世帯、ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯	—	300 円	300 円×休業日利用日数
ひとり親世帯、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の減免申請について	※減免希望の方は、入所申込書該当欄に記入し、必要書類をご提示ください。 ※年度ごとの申請が必要です。申請がない場合は、減免の対象となりません。 ○ひとり親世帯の方は、ひとり親である証明書をご提示ください(13ページ参照)。 ○生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の減免申請をされた方は、係で世帯状況、課税状況を調査し減免の決定をします。なお、市町村民税非課税世帯の方で、令和6年1月2日以降に諏訪市に転入してきた方は、係にご相談ください。 非課税世帯で減免申請をされた方の利用料は、年に2回決定します ①4月～8月の利用料：令和6年度の市町村民税世帯状況を基に決定、2月中に通知。 ②9月～3月の利用料：令和7年度の市町村民税世帯状況を基に決定、9月上旬に通知。 （年度内で利用料が変更になる可能性があります）			

◎利用料は、利用月の翌月28日に、八十二銀行の指定口座より引き落としとなります。

例：4月分利用料→5月28日引き落とし（28日が土日祝日の場合：引き落としは翌営業日）

◎口座から引き落とせなかった場合、市から送付する納付書により現金にてお支払いください。

利用料の滞納がある場合、児童クラブはご利用いただけません。（6ページ参照）

◎児童クラブをきょうだいで利用する場合、個別に引き落としとなります。

7 保険料および傷害保険について（保険料 年額800円）

保険の種類	スポーツ安全保険
保険期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
対象範囲	児童クラブ活動中、学校から児童クラブへの移動中、児童クラブから自宅までの往復中
傷害保険	死亡3,000万円、後遺障害4,500万円（最高額）、入院（1日目から保証 限度180日）日額4,000円、通院（1日目から保証 限度30日）日額1,500円
賠償責任 保 険	加入児童が他人にけがをさせたり、物を壊したりすることによって法律上の損害賠償責任を求められた場合に補償、対人対物賠償合算1事故5億円（ただし対人賠償は1人1億円）
共済見舞金	突然死（急性心不全、脳内出血など）180万円（葬祭費の範囲内）

◎児童クラブの入所に当たりスポーツ安全保険に加入していただきます。未加入でのクラブの利用はできません。支払い方法については、15ページを参照ください。

◎保険料は年払いのため、年度途中の加入や年度途中に退所の場合も、割引、返金はできません。

◎福祉医療費給付金制度を使用して医療機関を受診しても、保険金は給付されます。

8 児童クラブ支援員について

◎各児童クラブには、放課後児童支援員が複数名ずつ配置されています。

◎放課後児童クラブの役割は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与え、児童が安心安全に過ごせるようにすることです。

◎支援員は、児童がみんなで楽しく過ごせるよう、またクラブの安全を第一に考えて運営を行います。

9 児童クラブのルールについて

◎児童クラブ室を退室した後、再度入室することはできません。塾や通院などによる児童クラブの中抜けはできません。（ただし、プール・補習等の学校行事は認められます）

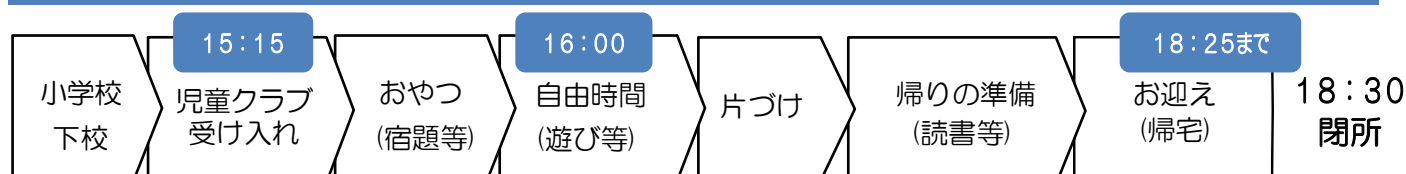
◎学校登校日に、登校していない場合は、児童クラブの利用はできません。

◎持ち物については、すべての持ち物に記名をお願いします。また、ネックウォーマー、紐、リボン、髪留め等、支援員が危険と判断した場合は、はずしたりしまったりするように指導することがあります。

◎学校の教室に忘れ物をしても、児童クラブからは取りに行けません。児童クラブ退出後に、保護者といっしょに取りに行ってください。

◎宿題の時間がありますが、児童クラブで教えることはせず、児童の自主性、主体性に任せています。

10 学校登校日のクラブの生活スケジュール



※標準的なスケジュールとなります。

1 1 欠席連絡について

- ◎児童クラブを欠席するときは、児童クラブ専用電話にご連絡ください。（欠席日の日額利用料はかかりません）
- ◎支援員不在時は、留守番電話をご利用ください。（学校での受付、取次はできません）
- ◎連絡用ノートに記載していただくこともできます。
- ◎欠席の連絡がなく、児童がクラブに来ないときは、欠席とみなし保護者への確認はしません。
※新一年生の欠席連絡については15ページを参照ください。
- ◎児童クラブ入室までは、保護者の責任となります。必ずお子さんとクラブの出欠について確認をするようにしてください。

1 2 児童のお迎え、帰宅について

- ◎午後6時25分までのお迎えを厳守してください。午後6時30分を超えてのお迎えがあった場合は、利用をお断りします。
 - ◇児童クラブは午後6時30分に完全閉所します。
 - ◇お迎えのときに、児童について支援員より保護者にお話する時間をいただきますので、午後6時25分までのお迎えをお願いします。
- ◎低学年生は、保護者または上のきょうだいがお迎えに来てください。保護者は、お仕事が終了次第、すみやかなお迎えをお願いします。
- ◎必ず支援員へ声をかけ、保護者または上のきょうだいは、クラブ室外で待つようにしてください。
- ◎保護者以外の方が来られる場合には、事故防止のため、お迎えに来る方のお名前や関係等を、連絡帳・電話等で事前に児童クラブへご連絡ください。
- ◎高学年生は、可能な児童についてはお迎えなし徒歩帰宅を推奨しています。
 - ◇徒歩での帰宅の場合、夏期は午後5時まで、冬期は午後4時30分までに退室となります。
 - ◇通学路を帰宅し、防犯ブザーを携帯するなど、ご家庭でクラブの行き帰りの安全対策についてご確認ください。
- ◎きょうだいは、同時に退室とします。
- ◎支援員が児童を自宅まで送ることはできません。
- ◎車でお迎えの場合、駐車場については支援員の指示に従ってください。
- ◎台風や大雨等、天候により、早期の保護者のお迎えをお願いする場合があります。
- ◎休業日利用の児童は、学校下校時間に合わせて、おおむね午後4時頃までの退室（お迎えなし徒歩帰宅）となります。

1 3 急病および事故の対応について

- ◎児童クラブ利用中に負ったけが等については、支援員が応急的に簡易な手当てを行います。
- ◎状態に応じて、支援員の判断のもと保護者への連絡や、救急車の要請を行います。
- ◎熱や病気を発症した場合や、支援員がいつもと様子が違うと判断した場合は、保護者に連絡しますので、早急なお迎え対応をお願いします。

14 感染症、投薬等について

◎支援員による児童への薬の投薬、エピペン使用等の医療行為は行いません。

◎平日のおやつにおいて、アレルギー除去食の対応ができません。児童本人による除去ができない場合、おやつを持参をお願いします。

◎発熱、おう吐など、児童の体調が悪い時は、利用を控えてください。

◎感染症の場合（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・ノロウイルス等）は、利用できません。

◎新型コロナウイルス感染症の場合、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」、インフルエンザの場合は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」利用できません。学校休業中にクラブを利用する場合は、治癒を証明するもの（治癒報告書）をご提出ください。用紙は、各児童クラブ・教育総務課青少年係で配布しています。

◎集団感染等により学年・学級閉鎖となった場合、所属する児童は利用できません。

15 申込内容の変更および年度途中の退所について

◎入所申込時の申請内容に変更がある場合は、事前に教育総務課青少年係にてお手続きください。利用料に関わるため、早めのお手続きを推奨します。

届出事由	手続き書類等	手続き締め切り
- 利用開始月の変更 - 利用区分(通常利用⇔休業日のみ利用)の変更 - 就労場所(配属先)の変更 - 勤務形態、就労時間の変更 - 住所や連絡先の変更(引越しなど)	変更届	変更希望月の前月10日まで
利用事由の変更(就労、傷病、就学、出産、他)	- 変更届 - 必要書類(13ページ参照)	
- 土曜日を利用したいとき - 転職するとき(就労先・事業主の変更)	- 変更届 - 新就労証明書	
再婚するとき(再婚された月の利用料から一般世帯利用料となります)	- 変更届(保護者名、緊急連絡先) - 預金口座振替依頼書	
離婚してひとり親になるとき	- 変更届(保護者名、緊急連絡先) - ひとり親を証明するもの - 預金口座振替依頼書	
年度途中の退所(裏表紙参照)	退所届	退所希望月の末日まで
- 退職するとき - 休職するとき	- 退職日、休職日の翌日から利用できません。 - 事前に係までご連絡ください。	
出産のために産休または育休に入るとき	- 産休・育休に入る日から利用できません。 - 事前に係までご連絡ください。 (出産事由で継続を希望する場合は、利用事由の変更が必要です)	

16 入所の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合、児童クラブ入所はできません。または、入所承諾を取り消します。

- ①世帯状況等の変化により、入所事由を満たさなくなった場合（保護者の退職等）
- ②就労証明書または放課後児童クラブ入所申込書等の内容に、虚偽があった場合
- ③保護者が、閉所時間（午後6時30分）までのお迎えができない場合
- ④以下のような、就労の実態に沿わない不正な利用があった場合
 - ・勤務の無い日や保護者が休暇をとっているのに利用する
 - ・就労が終わり、保護者が帰宅しているのにお迎えに来ない
 - ・保護者の買い物や、遊覧のために利用する
- ⑤利用料を滞納している場合（既に退所したきょうだいを含む）
- ⑥児童が、集団生活が困難な場合（行動の自立、自主的な排せつ管理、周囲との意思疎通、クラブからの飛び出し、無断帰宅等）
- ⑦支援員および他児への暴力行為や、著しい暴言、施設の備品等への破壊行為があった場合
- ⑧医療行為を必要とする場合
- ⑨管理運営上、支障があると認められた場合

17 自然災害等の緊急時の対応について

◎災害発生時の対応については、健康観察アプリ リーバーでメッセージ配信します。災害発生時の状況によっては、保護者に電話等で連絡することもあります。

◎台風・地震・豪雪等の自然災害が発生した場合、児童クラブの開設は原則下表のとおりとしますが、「児童の安全確保」「支援員の確保」などの観点から総合的に判断します。学校登校日における開閉所については、学校と連絡を取りながら判断します。

◎災害発生の場合、児童 1人での徒歩下校はできません。**必ず保護者がお迎えに来てください。**

◇災害時には交通網の混乱・電話の不通等が予想されます。

緊急時に備えて、どなたがお迎えをするのかを、ご家庭であらかじめ決めておいてください。

◇早急なお迎え対応をお願いします。

災害等の規模	学校の対応	児童クラブの対応
大雨・大雪・台風など、 事前に 災害が 起こる可能性があるとして想定できる場合 または 突発的な 大雨・大雪等の場合	朝から休校	開設しない
	繰り上げ下校 （一斉下校・集団下校） 保護者引き渡し等の場合	開設しない
	繰り上げ下校 （一斉下校） 給食がある場合	通常の開設時間から開設する ※通常開設時間までは、学 校で待機とする
大規模災害（震度5以上の地震・東海 地震の注意情報発令等）の場合		開設しない

18 児童クラブ利用中に問題が発生した場合

◎児童クラブは集団生活となります。安全なクラブ運営に向けてご協力をお願いします。

◎児童によっては、児童クラブでの集団生活が負担となる場合があります。集団生活のきまりが守れないことによるトラブルや、児童クラブが安全に運営できない状況時、また、他の児童や支援員に危険な行為があったとき。

◇保護者に連絡のうえ、お迎えに来ていただきます。

◇その後のクラブの利用方法（利用日数・利用時間）について相談させていただきます。

◎児童クラブの責任は、クラブ室入室後から退室までの児童クラブ利用時間となります。クラブ利用時間外は保護者の責任となります。クラブ利用時間外に万が一事故等が生じても児童クラブ設置者及び支援員は責任を負いかねますのでご承知ください。

◎支援員の判断で、必要に応じて小学校等の関係機関と、情報交換や情報共有を行います。

◎緊急時や急病、ケガの場合、入所申込書に記載されている緊急連絡先に電話連絡します。電話がつかない等やむを得ない場合は勤務先に電話させていただきます。

19 成長、発達に心配のある児童の保護者の方へ（放課後デイサービスの利用等）

児童クラブは、集団生活が基本となり、異学年の児童30～40人が同じ教室で過ごし、1クラスに2～4人程度の支援員が配置されます。学校や保育園と異なり、支援員の加配や児童の特性に合わせた個別の対応が十分にはできません。また、児童がクラブで過ごす時間は、平日は2～3時間ですが、夏休みなどの長期休業は1日に10時間近くになります。このため、児童クラブでの生活が負担になる児童もいます。そのような様子が見受けられる場合には、利用について個別に相談をさせていただきます。

身体、発達、精神などの障がいや、学習障害等がある児童は、療育手帳等の有無にかかわらず放課後デイサービスが利用できます。児童クラブで過ごすことが難しい児童は、放課後デイサービスの利用もご検討ください。放課後デイサービスと児童クラブの併用も可能です。

放課後デイサービスの利用についてのご相談は、こども課こども応援係（直通 0266-75-1176）で受付けています。

	放課後児童クラブ	放課後デイサービス
開設の目的	保護者の就労支援	身体、発達、精神などの障がいのある児童の、生活能力の向上、社会との交流の促進のための発達支援。保護者の就労が無くても利用可能。
過ごし方	集団生活 自由遊び（宿題、本読み）	子どもの特性や必要な配慮を踏まえ、一人一人の状態に則した個別支援計画に沿った療養プログラム等が提供される。
環境	1クラス児童30～40人程度 支援員2～4人程度	指導員の他、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、必要に応じて医療関係者が配置される。
利用料金	「利用区分および利用料（保護者負担金）」（2ページ参照）	世帯所得により上限月額があり、利用料の9割を自治体が負担。 サービスを受けられる日数は、障がいの程度により決定される。

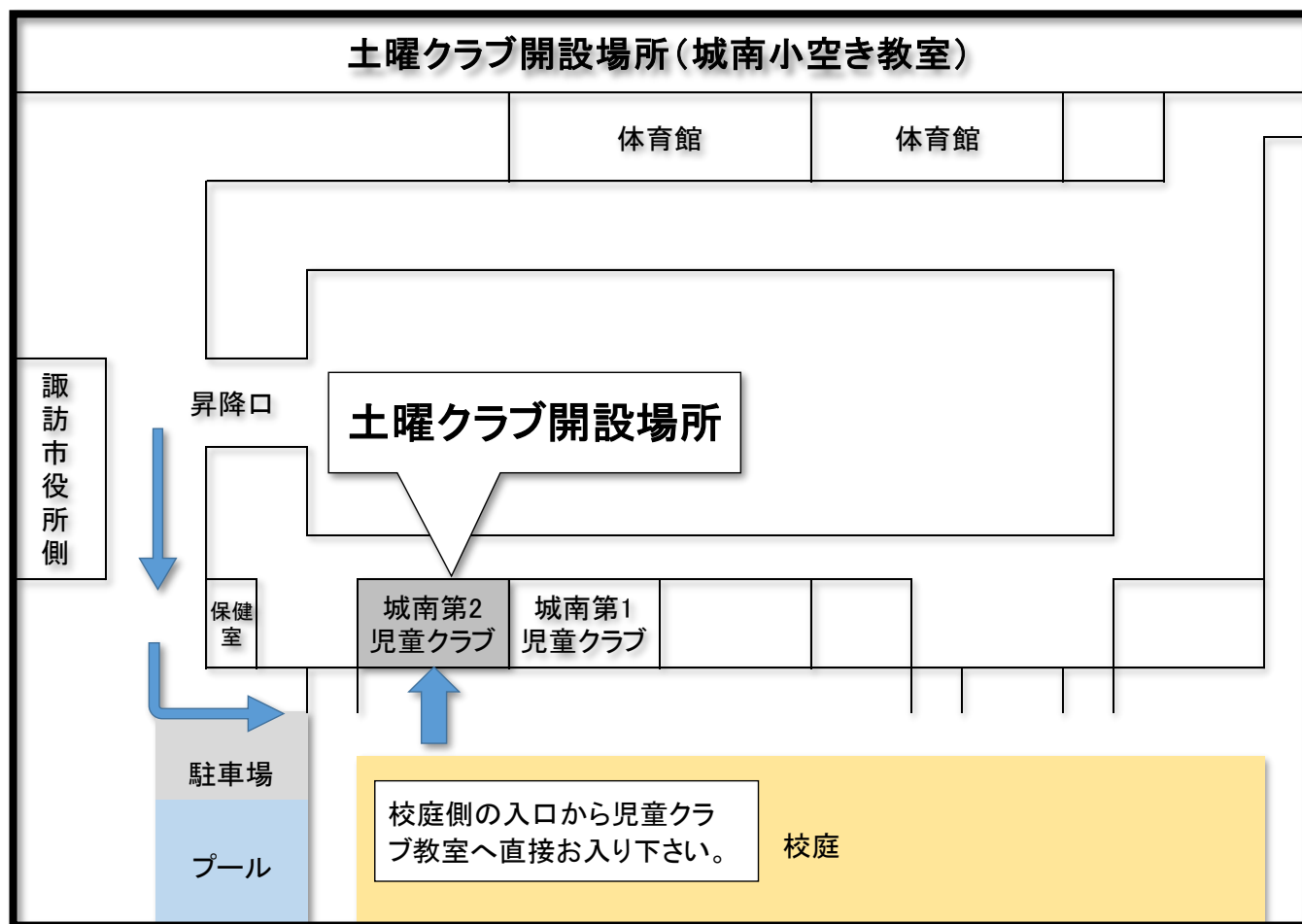
20 学校休業日・土曜日の利用について

◎学校休業日（長期休業、振替休日、計画休業日 等）の利用について

- ◇利用料は利用日数に応じて算出されます（通常利用者：月額＋日額利用料）。
- ◇利用申込み後に欠席するときは、児童クラブ専用電話にご連絡ください。（欠席日の日額利用料はかかりません）

◎土曜日の利用について

- ◇「児童クラブ入所申込書」の利用区分で土曜日を申込み、かつ「就労証明書」において、事業主による土曜日就労の勤務実態の証明があった場合に利用できます。
- ◇利用料は利用日数に応じて算出されます（通常利用者：月額＋日額利用料）。
- ◇城南小学校第2児童クラブ室一ヶ所で開設します。校庭側の入り口から直接クラブ室へ入室してください。
- ◇養護クラブは、登校日と同じクラブ室で開設します。
- ◇利用申込み後に欠席するときは、前日午後5時までは教育総務課青少年係へ、当日は午前9時までに土曜クラブへご連絡ください。（欠席日の日額利用料はかかりません）
- ◇土曜日は学年問わず保護者の送り迎えが必要です。



2.1 学校休業日・土曜日の利用申込みについて

◎学校休業日（長期休業、振替休日、計画休業日）、土曜日のクラブ利用は、事前の申込み制となっています。電子申請により利用申込みを行ってください。

◎申込締切後の受付はできません。

◎申込希望者が多い場合、低学年を優先とした受け入れとさせていただきます場合があります。

◎利用時間（お迎え時間）にかかわらず、日額利用料がかかります。

◎利用申込みの無い児童が児童クラブに来た場合は、児童の安全確保のためにいったん受け入れをしますが、利用申込み状況を確認の上、保護者に連絡しますので、早急なお迎え対応をお願いします。

年度当初（4月）からの利用者

利用日	利用区分	利用案内	申込方法	申込期限
学校休業日 長期休業 振替休日 計画休業日	通常利用 学校休業日 のみ利用	<u>前々月下旬</u> メッセージ配信 (例) 春休み:2月下旬 夏休み:5月下旬 冬休み:10月下旬 春休み:R8.1月下旬	<u>電子申請</u> 10・11 ページ参照	<u>前月1日～10日 24時</u> (例) 春休み(4月): <u>3月1日～10日</u> 夏休み(7・8月): <u>6月1日～10日</u> 冬休み(12・1月): <u>11月1日～10日</u> 春休み(3月): <u>R8.2月1日～10日</u>
土曜日	土曜クラブ の利用を認められた方			

年度途中からの利用者

◎利用開始月の学校休業日、土曜日の申込みについては、上表とは別に係よりご案内させていただきます。

◎利用開始月の翌月からは、上表のとりの申込みとなります。

(例)5月から開始の利用者：5月の学校休業日、土曜日の申込み→係よりご案内

：6月以降の学校休業日、土曜日の申込み→上表のとおり

2.2 学校休業日・土曜日の電子申請申込方法

◎下記手順に沿って、お申込みください。使用端末により表示が若干異なります。

◎11ページ「電子申請申込時の注意事項」をご確認ください。

1. 申込みサイト「ながの電子申請サービス諏訪市」にアクセス。

https://apply.e-tumo.jp/city-suwa-nagano-u/offer/offerList_initDisplay

○インターネット検索「ながの電子申請サービス諏訪市」

○右記QRコードからアクセス



2. 「手続き申込み画面、手続き一覧」の、該当の申込ページを選択。

(例) 夏休み申込希望の場合

：「諏訪市放課後児童クラブ 令和7年度夏休み利用申込」

6月学校休業日申込希望の場合

：「諏訪市放課後児童クラブ 令和7年度6月学校休業日（振替・計画休業）利用申込」

6月土曜日申込希望の場合

：「諏訪市放課後児童クラブ 令和7年度6月土曜日利用申込」

3. 「利用者ログイン画面」にて、**利用登録せず
申し込む方はこちら**を選択。

※児童クラブの申込みについては、電子申請サービスへの利用登録は不要です。
既に電子申請サービスに利用登録がある方は、ログイン後、申込みください。

4. 表示された「手続き説明画面」にて
〈利用規約〉を確認後、**同意する**を選択。

5. 「利用者ID入力画面」にて、メールアドレス
を入力、**完了する**を選択。

6. 受信「連絡先アドレス確認メール」にて、**URL**へアクセス。

7. 必要事項の入力後、申込み画面下部
を選択。

上記をご理解頂けましたら、確認へ進んでください

【確認事項】

所属学校、R7年度の学年、児童氏名、利用区分 等

※入力内容に誤りがないかご確認ください。
 ※申込内容に誤りがあった場合、ご利用いただけない場合があります。

8. 「申込確認画面」にて、申込み内容を確認後、を選択。

9. を選択。
 申込完了画面が表示される。

apply.e-tumo.jp says

整理番号・パスワードをメモなどにお控えいただくか、
 当ページをファイルに保存、または印刷して保管してください。
 整理番号・パスワードを紛失すると
 申込内容を照会できなくなる可能性があります。

OK

申込完了

※管理者テスト用（児童クラブ）※の手続きの申込を受付しました。

申込みが完了しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

10. 受信メール「（児童C）申込みが完了しました」を確認して、申込み完了。
 「ながの電子申請サービス諏訪市 申込内容照会画面」にて、申込内容をご確認いただけます。

電子申請申込時の注意事項

- ◎申込み期限後の受付はできません。
- ◎必ず、申込完了メールをご確認、ご保管ください。
- ◎申込みが完了していなかった場合（申込完了メールをお持ちでない場合）、児童クラブをご利用いただけません。
- ◎きょうだいで申込みをする場合、1名ずつ申込みをお願いします。（申込完了後に、一度、手続き一覧画面に戻り、再度、該当の申込みページから申込みください）

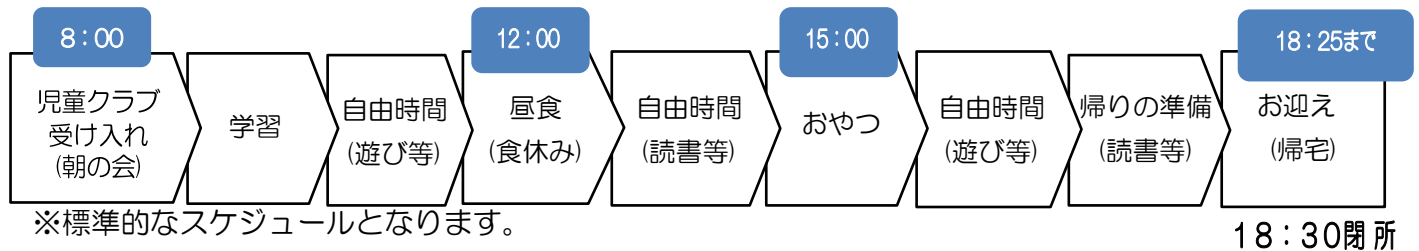
利用日	申込内容の変更 （利用申込日の追加・変更）	欠席連絡 （利用申込日の取消し）
	申込期間（前月1～10日）	申込期間後（前月11日以降）
学校休業日 長期休業 振替休日 計画休業日	教育総務課 青少年係へ連絡 ※ <u>申込期間後の利用申込日の追加・変更はできません。</u> 利用する可能性がある日は全て申込み、利用しなくなった場合は、各クラブへご連絡ください。	児童クラブ専用電話へ連絡 （支援員不在時は、留守番電話を利用）
土曜日		前日午後5時まで：教育総務課青少年係へ連絡 当日：午前9時までに土曜クラブへ連絡 （8ページ参照）

2.3 学校休業日・土曜日の生活スケジュール

◎児童クラブの入室は午前8時からです。入室時間の午前8時までは、クラブ室外で待機となります。

◎保護者の就労状況に合わせて受け入れとなります（午後から勤務の場合は午後から受け入れ等）。

◎午前中のおやつの時間はありません。**必ず朝食を食べてから来てください。**



2.4 学校休業日・土曜日の持ち物について

◎お弁当（昼食）

◇冷蔵庫は利用できません。夏期は傷みを防ぐため、お弁当に保冷剤を入れるなど、ご家庭で対策をお願いします。

◎水筒（水、お茶、麦茶等の飲料）

◇ペットボトルは禁止です。

◇スポーツドリンク・炭酸・乳酸菌・果汁飲料は入れないようにお願いします。

◇夏は多めに持たせてください。

◎学習道具（宿題、プリント、漢字練習帳、ドリル帳 等）

◎読書本

◎遊び道具1つ

◇ぬり絵、工作グッズ、折り紙、人形等児童が自分で管理できるもの。

◇ゲーム機、カードゲーム等の、壊れたり、紛失したりするおそれのあるものは**禁止**です。

◎外遊び用の帽子

◎ハンカチ、タオル、ティッシュペーパー、等

◎おやつ（午後1回分）

◇おやつは、当日1回分のみを持たせてください。過度な量にならないよう節度ある対応をお願いします。

◇冷蔵庫の利用はできません、また、児童クラブでの保管はしません。

◇アレルギーのある児童もいるため、児童同士のおやつの交換は**禁止**とします。

支援員も配慮していきますが、児童自身で注意できるよう、ご家庭で指導をお願いします。

◎リュックサックやトートバックなど、ランドセル以外の鞆も使用できます。

おやつの量 見本



- 全て **個包装** のもの
 - スプーン、フォークを必要としないもの
 - 棒などがついていないもの
 - 長時間常温においても傷まないもの
 - 入れ物は児童が自分で開閉できるもの（タッパー、ジップロックなど）
 - ガム、飴は禁止です（熱中症対策の塩飴等は児童クラブで用意します）
 - おやつで出たゴミは持ち帰ります
- ※詳しくは支援員の指示に従ってください。

児童クラブ入所申込手続き

1 提出書類の準備

□ 諏訪市放課後児童クラブ入所申込書・・・児童1人につき1部

□ 入所の利用事由を証明する、下表のいずれかの書類

※利用料の減免を希望されるひとり親世帯の方は、手続き時にひとり親を証明するものをご提示ください。申請がない、または提示がない場合、利用料の減免は認められません。

ひとり親を証明するもの…戸籍謄本(市民課)、児童扶養手当受給者証(こども課)、諏訪市福祉事務所長による証明書(こども課)、福祉医療受給者証(市民課)のいずれか1つを提示

※申込みに伴う提出書類は、クラブ運営上必要な範囲でのみ利用します。なお、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

利用事由		必要書類	利用期間
就労		就労証明書（自営業・農業含む） （市ホームページ 記事ID 68679 に記載要領あり） ・ 児童と同居する66歳未満（1960年S35年以降に生まれた方）の全ての保護者、1保護者につき各1部 ・ 土曜日利用希望者は、土曜勤務の分かるシフト表などの写し、その他必要に応じて就労形態の分かる書類を求める場合があります。	就労している期間
就労以外	傷病等	医師の診断書（写しでも可）	利用を必要とする期間
	就学等	在学証明書 及び 授業のカリキュラムが分かるもの	就学している期間
	出産	母子手帳の写し（保護者の氏名と出産予定日の記載箇所）	出産予定日の前後合わせて3ヵ月間
	その他	利用事由を証明できる書類等	要相談

2 申込みの受付

□ 申込場所：教育総務課青少年係（諏訪市役所4階）午前8時30分～午後5時00分

□ 申込期間

- ・ 年度当初からの利用：表紙に記載の通り
- ・ 年度途中での申込み：**入所希望月の前月10日**まで
（例）令和7年6月から利用希望 → 令和7年5月9日（金）までに書類を提出（閉庁日を除く）

□ 申込時持ち物

持ち物	年度当初からの利用	年度途中からの利用
「諏訪市放課後児童クラブ入所申込書」	○	○
「就労証明書」または「利用事由を証明する書類」	○	○
「保険料」（15ページ参照）	○	別途ご案内

受付時の注意事項

- ① 全ての書類が揃ったところで受付となります。
 - ② 書類に不備がある場合は、受付できません。書類を返却させていただき、再度ご提出となります。
 - ③ 申込期間後に受付の場合は、受付日に応じた利用開始日となります。
- ※就労証明書等、作成に時間を要する書類もあります。早めのご準備を推奨しております。

3 申請書類の審査及び入所希望者台帳への登録

□ 申込書の記載事項、世帯状況、提出された証明書等を確認し、利用事由に該当するかを審査します。

4 承諾の判定

□児童クラブへの入所は、保護者の就労状況等に加え、児童の学年を考慮し「入所取扱基準」により低学年生を優先に、総合的に入所承諾の判定を行います。

□申込状況、支援員体制の整備の観点から、やむを得ず児童クラブへの入所をお待ちいただく場合があります。

入所承諾から入所まで

5 入所関係書類の送付

入所が承諾されると、以下の入所関係書類、その他を送付しますので所定の手続きを行ってください。

送付書類	新規利用者	継続利用者
①児童クラブ入所承諾書	○	○
②八十二銀行預金口座振替依頼書	○	

6 健康観察アプリ リーバー（メッセージ配信機能）への登録

入所承諾書受取り後、下記期日までにご登録ください

◎新一年生：2月15日までに登録（2月16日以降配信予定）

◎新二年生以上：2月25日までに登録（2月26日以降配信予定）

◎年度途中からの利用者：承諾書に記載の期日までに登録

※既にリーダーで『児童クラブ』の登録がある方は、あらためて登録は不要です。

□児童クラブ開設に関する連絡、災害等の緊急時の連絡、学校休業日等の申込みに関する連絡について、健康観察アプリ リーバーのメッセージ配信で連絡します。

下記「リーダー登録手順」に従い、健康観察アプリ リーバーで児童クラブをご登録ください。

- ・学校の登録とは別に児童クラブへの登録が必要です。
- ・きょうだい児童クラブを利用する場合は、それぞれのアカウントで児童クラブをご登録ください。
- ・新一年生については、学校での登録後、児童クラブをご登録ください（学校での登録方法が不明な場合は、教育総務課青少年係へお問い合わせください）。

□常に通知を受信できるよう設定し、確認漏れがないよう、定期的に受信内容をご確認ください。

- ・健康観察アプリ リーバー（メッセージ配信機能）を利用しないことによる不利益については、保護者の方の自己責任とさせていただきます。携帯電話を持っていない等、アプリを利用することができない方は、教育総務課青少年係にご相談ください。

□使用システム：「LEBER for School（株式会社リーダー）」

- ・児童クラブからのメッセージ確認にのみご利用ください。
利用者から児童クラブへの連絡及び健康観察報告には対応しておりません。
- ・通知設定等のアプリの設定については、「LEBERカスタマーセンター TEL：029-896-6263（平日午前10時～午後6時）」にお問い合わせください。

【リーダー登録手順】

- ①アプリを開き、右上の三本線を押す
- ②「ユーザー管理」を押す
- ③「児童名」を押す
- ④「組織」を押す
- ⑤「所属（課外活動、特別支援学級）」を押す
- ⑥「児童クラブ」を選択(学校により表示が若干異なる)
- ⑦「次へ」 ※登録内容を確認
- ⑧「この内容で登録する」を押す
「正常に処理されました」と表示されたら登録完了

【リーダー解除手順】

- ①～⑤ 登録手順と同様
- ⑥「児童クラブ」の選択をはずす
- ⑦～⑧ 登録手順と同様

7 入所説明会・面談

□年度当初から加入の新一年生は、各児童クラブにて入所説明会を開催します。

□年度当初から加入の新二年生以上の新規利用者及び年度途中から加入の新一年生～六年生の新規利用者は、入所前に各児童クラブにて、保護者・入所児童・児童クラブ支援員の三者で面談をします。詳しい日時は別途相談させていただきます。

8 八十二銀行預金口座振替依頼書の提出

□児童クラブの利用料金は、八十二銀行からの自動引き落としで徴収しますので、下表のとおり、新規加入者は、「預金口座振替依頼書」を係にご提出ください。

※口座登録ができない場合、児童クラブはご利用いただけません。

加入時期		提出日	提出場所	注意事項
年度当初からの新規加入者	新一年生	入所説明会受付時	各入所説明会会場	※下記理由により、八十二銀行での登録ができず、依頼書を再提出いただくケースがあります。記入漏れ、記入間違い等にご注意ください。 ○印鑑相違・不鮮明 ○支店番号・支店名相違
	新二年生以上	入所申込後 (承諾書同封案内に記載)	教育総務課 青少年係窓口	
年度途中からの新規加入者(3/11以降の受付)		入所申込後 (承諾書同封案内に記載)	教育総務課 青少年係窓口	

9 保険料の支払い

□下表のとおり、保険料をお支払いください。釣銭のないようご準備ください。

加入時期	支払日	支払場所	保険料
年度当初からの加入者	入所申込時 (申込書及び就労証明書等提出時)	教育総務課 青少年係窓口	保険料：800円 手数料：0円
年度途中からの加入者 (3/11以降の受付)	入所申込後 (承諾書同封案内に記載)		保険料：800円 手数料：140円 (年度途中から加入の場合、振込手数料等の一部140円をいただきます) (例) 1人加入 800円+140円=940円 2人同時加入 800円×2人+140円=1,740円

10 新一年生の入所について

□入学式翌日から児童クラブ利用開始となります。学校生活を開始する前に異年齢の集団で1日を過ごすことが新一年生の負担になることを考慮しての対応です。ご理解をお願いします。

□通常利用の新一年生は、児童の安全のため、4月のみの利用日を、あらかじめ出欠報告していただきます。報告方法については、承諾書に同封の案内をご確認ください。

- ・出席予定日に欠席している場合、4月のみ、保護者の方に確認のお電話をさせていただきます。
- ・4月は、方面別下校訓練があります。

児童クラブの利用有無について、児童クラブ、学校担任双方への共有をお願いします。

□心配な方は、着替え一式をクラブに預けることができます。

□給食が始まるまでは、お弁当持参となります。

□新一年生の土曜日の利用については、児童への負担を考慮し、4月下旬頃から、半日程度からの利用をお願いします。申込み時点で確認し、個別に相談させていただきます。

【入所申込書記入例】

在籍保育・幼稚園
(新1年生のみ記入)

〇〇保育・幼稚園

様式第1号(第7条関係) 諏訪市放課後児童クラブ入所申込書

(宛先)

提出日 令和7年 〇月 〇〇日

諏訪市教育委員会

(保護者) 住 所

〒392-0099 諏訪市〇〇〇123-45

氏 名

がな

すわ

太郎

氏 名

がな

諏訪

太郎

緊急時連絡先は、必ず2名ご記入ください。

電話番号

自宅:

0266-00-0000

携帯:

090-0000-0000

緊急時連絡先①

氏 名

がな

すわ

花子

氏 名

がな

諏訪

花子

児童との続柄

母

電話番号

000-1111-1111

緊急時連絡先②

氏 名

がな

ながの

まつこ

氏 名

長野

まつこ

児童との続柄

叔母(母の妹)

電話番号

000-2222-2222

申込児童本人の児童クラブ利用状況をご記入ください。(過去に利用したことがある方は継続)

下記の児童の諏訪市放課後児童クラブへの入所を申込
世帯状況及び課税状況を調査することに同意します。

記

利用状況(履歴)	☒ 無(新規) / ☐ 有(継続)	A・B・O・AB・不明	最長で年度末の3月31日	
児 童	ふりがな	すわ かりん	学校・学年	〇 小学校 〇 年
	氏 名	諏訪 花梨	利用開始の時点の学年を記入)	
	性 別	男・ ☒ 女	血液型	☐ 型
	利用希望期間	令和7年 〇月 〇〇 日 ~ 令和8年 〇月 〇〇 日	生年月日	平成〇〇 〇月 〇〇日
状 況	利用希望期間	令和7年 〇月 〇〇 日 ~ 令和8年 〇月 〇〇 日	就労後、児童クラブへお迎えに行ける時間をご記入ください。	
	区 分	〇 区 〇 分		
	学校休業日	〇 土曜日	土曜日の利用を希望する場合、事業主の勤務証明が必要です。	
就労・傷病・就学・出産・その他(1ページ参照)	配慮の必要性	☒ あり	会社名・在籍学校・保育園等をご記入ください。単身赴任の保護者は、会社名(単身赴任)をご記入ください。	

上記児童のご家族(世帯主)について記入してください。単身赴任の保護者がいる方はその旨を記入してください。

同居世帯の状況	氏 名	続柄	年齢	事 由	備 考(職場名・学校・保育園等)	帰宅時間
	諏訪 太郎	父	36	就労	株式会社〇〇工業	20:00
	諏訪 花子	母	33	就労	〇〇〇〇商事	
	諏訪 小姫	妹	3		〇〇保育園(年少)	
	高島 あやめ	祖母	65	就労	〇〇スーパー	

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯による減免を希望される場合、世帯主の氏名・生年月日をご記入ください。

以下に該当する場合は、利用料を減免しますので、該当する番号に〇をしてください。

1	ひとり親世帯	戸籍謄本(市民課)、児童扶養手当受給者証(こども課)書(こども課)、福祉医療受給者証(市民課)のいずれか1つを提出。
2	生活保護世帯	係で世帯状況、課税状況を調査し減免の決定をします。下記に記入をお願いします。 世帯主 氏名: 諏訪太郎 生年月日: 〇年〇月〇〇日
3	市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯の方: 転入者の方は係にご相談ください。利用料の決定については、入所案内2ページをご参照ください。

外国籍の方は、クラブでの配慮のためご記入ください。

外国籍の方	国籍	〇〇	
	日本語	保護者	可 / 不可
		子ども	可 / 不可

外国籍の方は、クラブでの配慮のため、国籍と日本語の可否をご記入ください。

家庭の中で具体的に対応していること
についてもご記入ください。

特記事項記載欄（特に記載事項が無い場合は“なし”と記入）

生活の中で配慮すべきこと

（例）

- ・新しい環境に慣れるまで時間がかかりますが、声掛けをすれば動くことができます。
- ・言葉が上手く出ず、泣いたり大声を出すことがあります。家では、どう感じているのか自分の気持ちを言葉で伝えることができるように、話をしています。
- ・工作等に夢中になると時間を気にしなくなります。先に「〇〇は何時まで」などの約束事にすると守ります。

病歴及び持病等について

※薬を服薬している場合は、その種類もお書きください。児童クラブではクラブ運営上の参考とさせていただきます。

（例）

- ・喘息…季節の変わり目などに酷くなることがあります。
- ・自閉スペクトラム症…こだわりが強く、生活のリズムに慣れるまでは自分の思い通りにいかないと手が出るがあります。

（コンサータを服用。朝に家で飲ませているので、常備はしていません。）

対応の仕方、薬の服薬状況などもお書きください。ただし、クラブでは投薬等の医療行為は行いません。

食物アレルギー（ 無 / 有 ）

有の場合→児童本人による除去・判断（ 不可：おやつ持参 / 可 ）

※食物アレルギーがある場合、その種類をお書きください。児童クラブでは、平日のおやつにおいて、アレルギー除去食の対応ができていないのが現状です。児童本人による除去ができません。

（例）

- ・食物アレルギー…ナッツ類、そば、生卵
- 本人の判断が不安なため、年度

食物以外のアレルギー

- ・花粉症…酷くなる時期には目薬を持たせています。

食物アレルギーの有無に○
有の場合、児童本人による除去の可否に○
クラブではアレルギー除去食に対応できません。児童本人による除去ができない場合、おやつ持参をお願いしております。

その他（学校や家庭における児童の生活の様子・特徴など）

（例）

- ・学校では、特別支援学級に通っています。
- ・放課後デイサービスを併用する予定です（放デイ 毎週火・木曜日）
- ・友達という感情が高まると、手が出てしまうことがあります。自分が悪かったと理解できれば謝ることができます。

主に学校や家庭での様子、クラブに伝えておきたいことについてお書きください。

保険料確認欄

（ / ）

【手続き一覧表】

届出事由等		手続き締切 等	手続き場所等	ページ
入 所 申 込	年度当初(4 月)から加入	表紙に記載の通り	市役所 教育総務課 青少年係	13 ～ 15
	年度途中から加入	利用開始希望月の 前月 10 日まで	※就労証明書等、作成に時間を 要する書類もあります。早め のご準備を推奨しております。	
	長期休業初日から加入			
変更届 (利用区分、勤務形態、就労時間、 住所、連絡先、就労場所、利用事 由、土曜追加、転職、再婚、離婚、 退職、休職 等)		変更希望月の 前月 10 日まで	市役所 教育総務課 青少年係	5
退所届		退所希望月の 末日まで	市役所 教育総務課 青少年係 ※利用料は、退所月の翌月に最 終引き落としとなります。 ※健康観察アプリ リーバーの 『児童クラブ』解除。 (14 ページ参照) ※退所後、R7 年度内に利用再 開する場合、改めて入所申込み が必要です(13 ページ参照)。 その場合、スポーツ安全保険料 の支払いはありませんので、受 付時にお知らせください。	5
利 用 申 込	学校休業日 長期休業 振替休日 計画休業日	前月 10 日まで	電子申請	9 ～ 11
	土曜日			
利用料のお支払い		毎月 28 日 (土日祝日の場合は翌営業日)	八十二銀行指定口座より 引き落とし	2



< お問い合わせ先 >

諏訪市教育委員会事務局 教育総務課 青少年係（諏訪市役所 4 階）
〒392-8511 諏訪市高島 1 丁目 22 番 30 号
TEL：0266-52-4141（内線 465・466）
FAX：0266-53-8299